

労使協議報告

終業時刻の 17:30 への延長を強行

2月22日の労使協議を引き継いで、3月5日、13日、20日の3回にわたり労使協議が開催されました。

(1) 職員勤務時間と休憩時間の変更に伴う各職員就業規則の一部改正(案)について

これまで就業規則では、お昼休みが45分で終業時刻は17時15分となっており、残業が予定される場合は、お昼休みを1時間として終業時刻を17時30分とすることができることが労使協定により定められていました。2月5日に行われた労使協議において法人側は、就業規則における昼休みを1時間、終業時刻を17時30分とし、特別な場合には従来通りの17時15分とすることができる、という就業規則の改正を提案してきました。

これは拘束時間の延長となるために組合は一貫して反対の立場で対応しましたが、法人側は、このように変更になった公務員に準拠するために、今回の協議でこの就業規則の改正を行うという結論を出しました。

そこで、組合としては改正案にある「特別の理由がある場合には終業時刻を5時15分とすることができる」という条項を適用しやすいような運用を求めました。その結果、申請書を出す必要はあるものの、従来とほぼ同じように昼休みを45分として5時15分に帰宅が可能となるような運用を行うことを認めさせました。この際の申請書は、必ずしも毎日提出する必要はなく、ある一定期間に対して1枚の申請書の提出で済む運用となります。

(2) 労使協定の締結について

これまでとほぼ同じように5時15分で帰宅可能な運用がなされる様になったことを受けて、昨年度と同様の「一斉休憩の適用除外に関する協定」ならびに「時間外労働、休日労働に関する協定」を締結しました。

(3) センター入試における入試特別手当について

これまで、事務職員のセンター入試での業務は通常業務であるとして入試特別手当の支給は行っていません。それに対して組合はこれまでの交渉で、多数の学外からの受験生の健康をケアする業務に就く看護師の業務は通常業務とは言えないとして、入試特別手当の支給を要求してきました。この要求に対し、法人側も検討を約束していました。

今回の協議では、組合の要求に対する回答として入試特別手当の全面的な見直しを行うことを約束しました。どのような内容になるかは未定ですが、法人側の対応を見守っていきます。

高等教育への公的支出の充実を求める 国会請願署名の実施について

国立大学では、法人化により毎年1%の効率化係数と2%の経営改善係数がかけられ、運営費交付金が毎年減少しています。この減少額はひとつの大学の予算に匹敵し、毎年大学が一つずつ減っていくことに相当します。国際的に見ると日本の高等教育予算がGDPに占める割合はOECD加盟30カ国の中でも最低水準です。この結果として、日本の大学の学費は欧米諸国と比べ高い水準となっており、社会的格差拡大の大きな要因となりかねません。

私立大学では公的支出の拡充を求めた運動を恒常的に行ってきていますが、国立大学ではこれまでこのような運動はなされていません。しかし、法人化後の国立大学の状況を考えると、国立大学のレベルを保持・向上させていくためには私立大学のような運動は不可欠であると考えられます。

このような状況を背景に全大教を中心に、国会請願署名の運動が行われています。詳細はチラシを読んで頂きたいと思いますが、京都工芸繊維大学職員組合でもこれに賛同して請願署名集めを行います。ご家族、ご友人、研究室の学生などの署名を集めて、添付の封筒で組合までご返送下さい。よろしくお願い致します。

